

みよし市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みよし市公契約条例（令和5年みよし市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定公契約)

第2条 条例第2条第2号の規則で定めるものは、次のとおりとする。ただし、随意契約（公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定した後の随意契約を除く。）を除くものとする。

- (1) 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の業務の委託に関する契約及び労働者派遣契約
- (3) 予定価格が1,000万円以上の指定管理協定のうち、公募によるもの

(予定価格)

第3条 前条第2号及び第3号の予定価格は、1年以下の契約にあつては当該予定価格、1年を超える契約にあつては予定価格を契約月数で除して得た額に1.2を乗じて得た額、指定管理協定にあつては当該指定管理協定の年相当額とする。

(条例第6条第1項の労働者等から除く者)

第4条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
- (2) 工事又は製造の請負契約に関わる業務に従事する現場代理人、監理技術者及び主任技術者
- (3) 特定公契約に関わる業務に従事した時間が1月当たり30分未満の者

(労働報酬下限額)

第5条 条例第6条第1項に規定する労働報酬下限額は、特定公契約に関わる業務に従事する労働者等に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額とする。

2 労働報酬下限額は、特定公契約の種類及び内容に応じて、次に掲げる額等を勘案して定めるものとする。

- (1) 農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という。）
- (2) 最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金として定める最低賃金額

(3) その他行政機関が定める労務単価の基準

3 条例第6条第1項後段に規定する労働報酬下限額と比較するために用いる賃金の計算方法は、次の各号に掲げる特定公契約の種類に応じ、当該各号に定める賃金の合計を、特定公契約に係る労働時間1時間当たりの金額に換算するものとする。

(1) 工事又は製造の請負契約 当該請負契約に係る業務に従事する労働者等に支払われる賃金のうち、設計労務単価を構成する基本給相当額、基準内手当、臨時の給与又は実物給与のいずれかに該当するもの

(2) 業務の委託に関する契約、労働者派遣契約及び指定管理協定（以下「委託契約等」という。） 当該委託契約等に係る業務に従事する労働者等に支払われる賃金のうち、最低賃金法第4条第3項各号に掲げる賃金を除いたもの

（労働環境確認書等）

第6条 条例第7条第1項に規定する労働環境確認書は、労働環境確認書（様式第1号）とする。

2 条例第7条第2項の規定により閲覧に供する場所は、契約担当課窓口とする。

（条例第8条の労働者等から除く者）

第7条 条例第8条の規則で定める者は、第4条第2号及び第3号に掲げる者とする。

（身分証明書）

第8条 条例第11条第3項の証明書は、身分証明書（様式第2号）とする。

（公表）

第9条 条例第13条の規定による公表は、次に掲げる事項についてインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(1) 特定公契約の名称

(2) 特定公契約の締結日

(3) 事業者の氏名又は名称及び所在地

(4) 公表の理由

（審議会の会長等）

第10条 条例第15条第1項のみよし市公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が

その職務を代理する。

(審議会の会議)

第11条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を認め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第13条 審議会の庶務は、契約担当課において処理する。

(審議会の運営)

第14条 第9条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

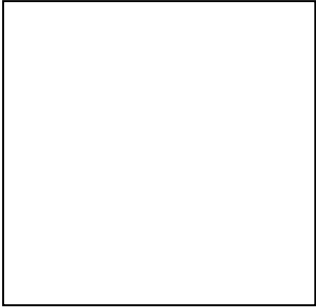
(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。ただし、第5条第2項及び第9条から第13条までの規定は、公布の日から施行する。

様式第 2 号（第 8 条関係）

	第 号
	身 分 証 明 書
	所 属
	職氏名
	年 月 日生
上記の者は、みよし市公契約条例第 1 1 条第 1 項の規定により立ち入り 検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
愛知県みよし市長	印

みよし市公契約条例（抜粋）

（立ち入り調査等）

第 1 1 条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に当該事業者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

(1) 労働者等から第 9 条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要があると認めるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特定公契約に係る労働者等の労働環境を確認するため必要があると認めるとき。

2 前項の規定により立入調査をする場合において、市長等は、必要があると認めるときは、労働者等その他の関係者に協力を求めることができる。

3 第 1 項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。